

【公布された条例等のあらまし】

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第三十号）

一 グリーン社会推進課に水素グリッド推進室を設置することとした。

二 政策創造部に万博推進課を設置することとした。

三 スポーツ振興課スポーツツーリズム推進室をスポーツ振興課に統合することとした。

四 砂防防災課を砂防・気候防災課に改組することとした。

五 その他知事の内部組織、職制等について、所要の改正を行うこととした。

六 この規則は、令和四年四月一日から施行することとした。

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第三十一号）

一 機構改革の実施、法令の改正等に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、令和四年四月一日から施行することとした。

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則（規則第三十二号）

一 次に掲げる規則について、機構改革に伴う整備を行うこととした。

1 徳島県会計規則

2 徳島県職員被服等貸与規則

3 徳島県土地改良財産規則

二 この規則は、令和四年四月一日から施行することとした。